

バス業における作業床、歩み板を起因物とする死傷災害発生事例（2017年）

2017年発生月	時間	死傷災害発生事例	年齢	労働者規模
4	12～13	乗務からバスを降り、営業所内の駐車場でバスを洗車中に足元の段差に気付かず転落し、左手首を骨折した。	46～29	10～29
5	10～11	貸切勤務の途中、駐車場でバック誘導の際、地面のくぼみに左足をとられ足首を捻ってしまった。乗務中は大幅な痛みは感じず乗務を続けた。	55～99	50～99
7	12～13	途中入庫時、給油作業をするため、バスから降りた際に左足を捻ってしまった。	60～99	50～99
7	9～10	被災職員は、運行後、車庫に回送し帰所し、車を止めた後、1Fトイレへ入室する際に、右足が入口段差に引っかかって躓き、両手をトイレ床面についたときに痛みを感じた。その後、2F休憩場所で食事を取ろうとしたところ、右手親指が腫れて痛みが増してきた。	53～299	100～299
9	13～14	車検洗車を行う為に洗車ピットの上にバスを乗せ、スチームクリーナーを取る為にバスを降り倉庫へ向かって歩いていたところ、グレーチングの切れ目に右足が入ってしまい転倒し負傷したもの。	36～299	100～299

出典：https://anzeninfo.mhlw.go.jp/anzen_pgm/SHISYO_FND.aspx(職場のあんぜんサイト)

Return to：https://www.jisha.or.jp/international/topics/202206_11.html